

男女共同参画コーナー どーおもう？



お父さん奮闘中がんばって！
みんなの意識や社会のしくみも
変えていかなくちゃね。

企画課 ☎ 973-5005

「危険物めざせ完封ゼロ災害」

消防本部 予防課

☎ 975-2119

6月3日(日)から6月9日(土)まで危険物安全週間です
危険物とは？

消防法に定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

- ・火災発生の危険性が大きい
- ・火災拡大の危険性が大きい
- ・消火の困難性が高い

※私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料等があります。

※セルフ式のガソリンスタンドが増えています、取扱いには十分注意しましょう。

危険物の貯蔵又は取扱上の注意事項

- ①火気の周囲では、危険物の取扱いは絶対にやめましょう。
- ②危険物を貯蔵するときは、子どもや

外部の者が容易に触れないように管理しましょう

- ③ 指定数量以上(例：ガソリン200リットル以上、灯油1,000リットル以上)の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、市町村長の許可が必要です。
- ④ 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、危険物取扱者の資格が必要です。

- ⑤ 指定数量の5分の1以上で指定数量未満の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、市町村長に届出が必要です。

- ⑥ 危険物取扱免許取得者で、現在指定数量以上の危険物を貯蔵取扱いしている者は、3年に一回の法定講習(保安講習)を必ず受講しましょう。

- ⑦ 危険物を貯蔵取扱いしている事業所等は、従業員への保安教育や訓練を定期的に実施し、事故防止に努めましょう。
- ⑧ 危険物を貯蔵取扱いしている事業所

石油製品輸送等補助事業について

沖縄県地域・離島課

☎ 866-2370

沖縄県は、県内で消費される揮発油について「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により、揮発油(ガソリン)にかかる税金(国税・揮発油税及び地方揮発油税)が1リットルあたり7円軽減されています。

また、本措置を前提に、沖縄県において石油価格調整税(県税)として揮発油1リットルあたり1.5円の課税を行い、その税収を実質的な財源として、「石油製品輸送等補助事業」を行っております。

この「石油製品輸送等補助事業」では、沖縄本島地域と離島地域との